

大阪市待機児童解消特別チーム会議（第 15 回）

1 開 会

2 チームリーダー（市長）あいさつ

3 報告等

(1) 令和 3 年 4 月 1 日現在における本市の保育所等利用待機児童の状況について

(2) 取り組み状況及び今後の対策について

① 保育所等整備について

② 保育人材確保の取り組みについて

③ 保育所における障がい児の受入れについて

(3) その他の取り組みについて

① 保育士業務のあり方について

② ICT を活用した民間保育施設等における業務効率化について

4 意見交換

〔本編資料〕

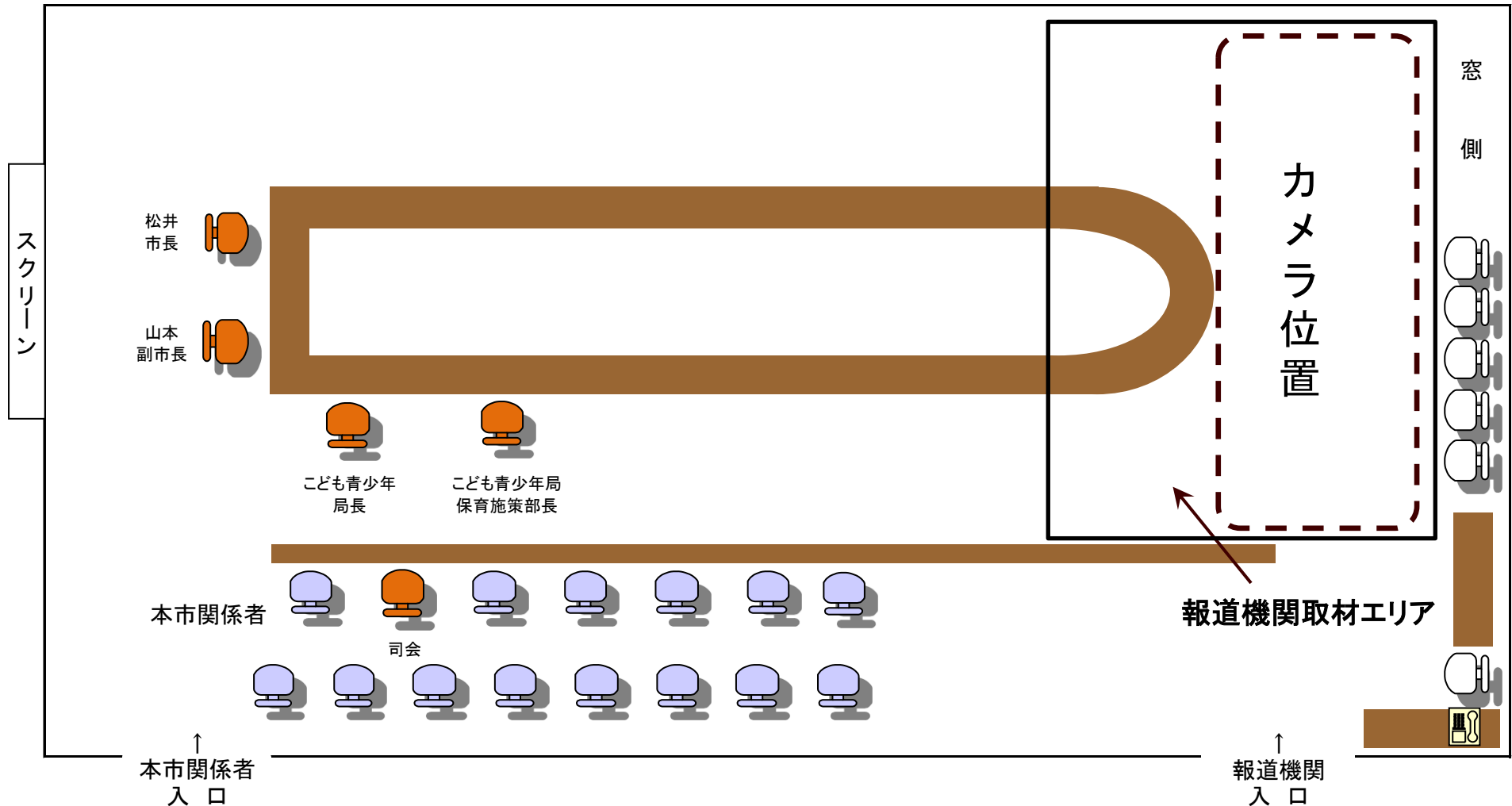
資料 1	大阪市待機児童解消特別チーム 委員名簿	P2
資料 2	保育所等の利用待機児童数(令和 3 年 4 月 1 日現在)	P3～P7
資料 3 - 1	令和 2 年度の整備実績	P8
資料 3 - 2	保育所等開所状況	P9
資料 4	特別対策等の取組み(進捗状況等)	P10～P12
資料 5 - 1	令和 3 年度の保育事業者選定状況	P13
資料 5 - 2	令和 3 年度一般公募応募状況	P14～P17
資料 6	保育人材確保の取組みについて	P18～P21
資料 7	国の「新子育て安心プラン」について	P22
資料 8	保育所等の居室面積基準の特例措置について	P23～P24
資料 9	保育所における障がい児の受入れについて(現状及び対応策)	P25～P26
資料 1 0	保育士業務のあり方について	P27～P30
資料 1 1	I C Tを活用した民間保育施設等における業務効率化について	P31

〔参考資料〕

参考資料 1	大阪市待機児童解消特別チーム設置要綱
参考資料 2	大阪市の保育所等利用待機児童の状況
参考資料 3	各区の保育所等整備状況【令和 2 年度】
参考資料 4	各区の開所時期別内訳表
参考資料 5	各区の保育所等整備状況【令和 3 年度】
参考資料 6 - 1	保育士の離職率の状況
参考資料 6 - 2	保育士宿舍借り上げ支援事業補助金における当年度新規申請の状況
参考資料 7	I C Tを活用した民間保育施設等における業務効率化のイメージ

第15回大阪市待機児童解消特別チーム会議 配席図

日時: 令和3年8月27日(金曜日)14時～15時30分
場所: 大阪市役所 5階 特別会議室



大阪市待機児童解消特別チーム 委員名簿

令和3年8月27日

	所 属 等	氏 名
チームリーダー	市 長	松井 一郎
サブリーダー	副市長	山本 剛史
委 員	中央区長	稲嶺 一夫
	北区長	前田 昌則
	西区長	岸本 孝之
	天王寺区長	加藤 憲治
	淀川区長	岡本 多加志
	鶴見区長	長沢 伸幸
	こども青少年局長	佐藤 充子
	こども青少年局保育施策部長	松田 晃一

保育所等の利用待機児童数(令和3年4月1日現在)

資料 2

(単位：人)

区 分		令和3年	令和2年	増▲減
新規利用申込数 (A)		14,582	15,690	▲ 1108
	利用決定児童数	11,907	12,390	▲ 483
	転所希望 (※1)			
利用保留児童数 (B)		314	416	▲ 102
利用保留児童数 (C) = (A) - (B)		2,361	2,884	▲ 523
待機児童から除外するも	一時預かり等対応幼稚園	17	20	▲ 3
	企業主導型保育事業	280	340	▲ 60
	育休中 (※2)	823	661	162
	求職活動休止中	190	326	▲ 136
	特定保育所希望等 (※3)	1,037	1,517	▲ 480
待機児童数 (D) = (C) - (D)		14	20	▲ 6

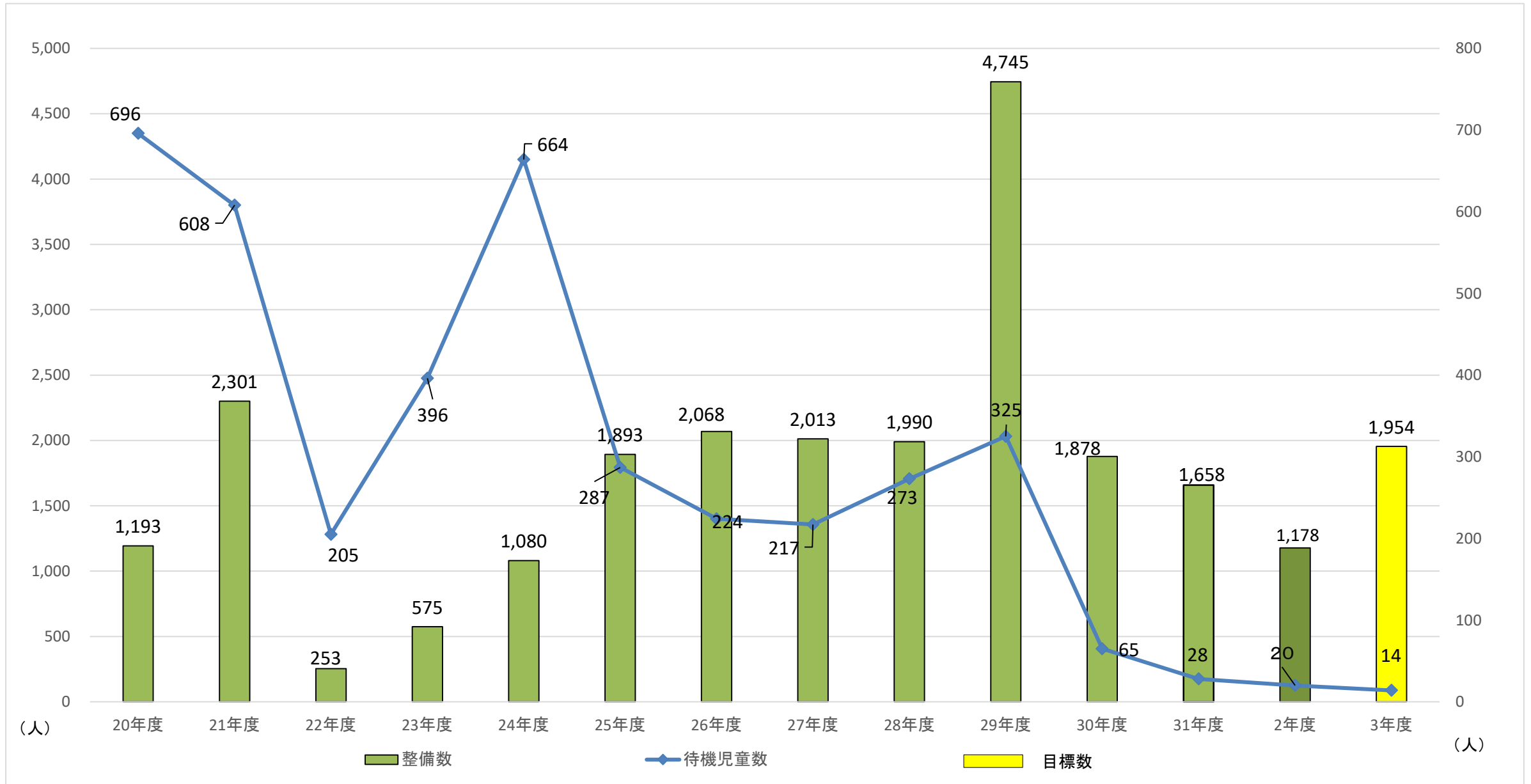
就学前児童数	118,657	121,516	▲ 2,859
保育所等在籍児童数	55,000	54,302	698

(※1) 転所希望 保育所等利用者のうち、転所の申込をおこなったが、現施設を継続利用するもの。

(※2) 育休中 4月1日現在において育休を取得しているもののうち、調査日時点で復職の意思がないことが確認できたもののみ除外。

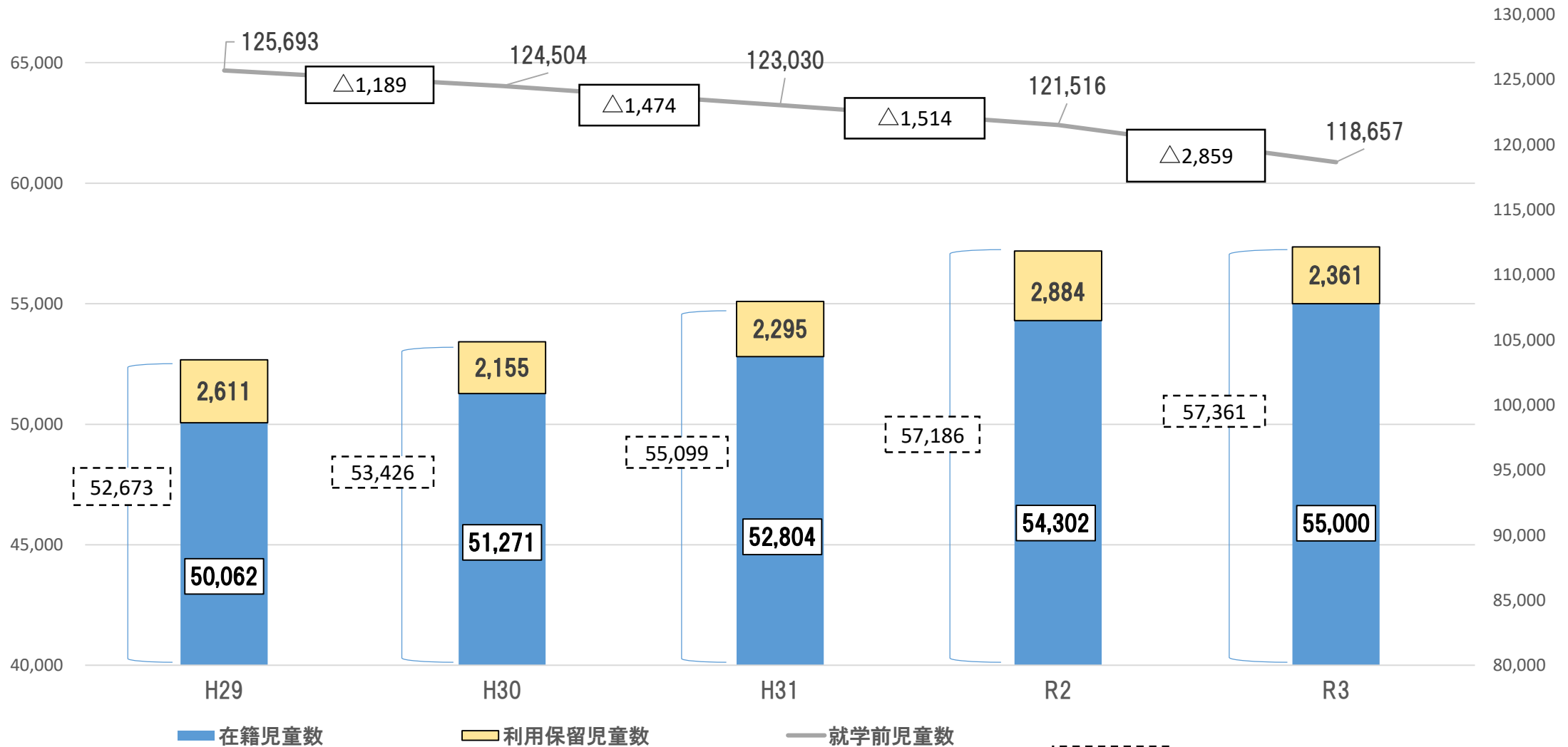
(※3) 特定保育所希望等 調査日時点での他に利用可能な保育所等の情報提供の有無及び希望状況により判定する。

待機児童数・保育利用枠拡大数の推移



就学前児童数・在籍児童数・利用保留児童数推移

就学前児童数は減少しているが、保育ニーズ（在籍児童数+利用保留児童数）は、年々増加している。



利用保留児童数は転所希望除く

は、在籍児童数+利用保留児童数

新規利用申込み数等年齢別内訳

区 分		令和3年度					令和2年度からの増減				
		0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児	合計	0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児	合計
新規利用申込数（A）		3,723	6,496	2,118	2,245	14,582	▲ 473	▲ 88	▲ 368	▲ 179	▲ 1,108
利用決定児童数 転所希望	（B）	※1 3,281	4,977	1,672	1,977	11,907	▲ 369	86	▲ 177	▲ 23	▲ 483
		1	103	112	98	314	▲ 2	▲ 17	▲ 51	▲ 32	▲ 102
利用保留児童数（C）＝（A）－（B）		441	1,416	334	170	2,361	▲ 102	▲ 157	▲ 140	▲ 124	▲ 523
待機児童から除外するもの	一時預かり等対応幼稚園	0	0	0	17	17	0	0	0	▲ 3	▲ 3
	企業主導型保育事業	20	174	70	16	280	▲ 9	▲ 30	1	▲ 22	▲ 60
	育休中	※2 270	508	38	7	823	59	96	5	2	162
	求職活動休止中	20	104	46	20	190	▲ 23	▲ 47	▲ 50	▲ 16	▲ 136
	特定保育所希望等	130	619	180	108	1,037	▲ 128	▲ 180	▲ 94	▲ 78	▲ 480
待機児童数（E）＝（C）－（D）		1	11	0	2	14	▲ 1	4	▲ 2	▲ 7	▲ 6

※1 新規利用申込数が前年度より1,108人減少。低年齢児の減が顕著に表れている。

これに伴い、利用決定児童数も減少している。

※2 育休中も増加しており、利用保留児童数に占める割合も増加している。(R2:22.9% → R3:34.9%)

⇒いずれも、要因として新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる。

区別 理由別 待機児童数

令和3年4月現在

	障がい児							利用可能施設なし							合計						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	項目計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	項目計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
北 区		1					1							0		1					1
此 花 区		1					1							0		1					1
西 区					1		1							0					1		1
港 区							0		6					6		6					6
西 淀 川 区					1		1							0					1		1
東 淀 川 区	1						1							0	1						1
生 野 区							0		2					2		2					2
旭 区		1					1							0		1					1
8 区 計	1	3			2		6		8					8	1	11			2		14

(参考) 令和2年4月1日時点 理由別 待機児童数

	障がい児							利用可能施設なし							合計						計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	項目計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	項目計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
6区計	2	2	2	4	4	1	15		5					5	2	7	2	4	4	1	20

資料 3-1

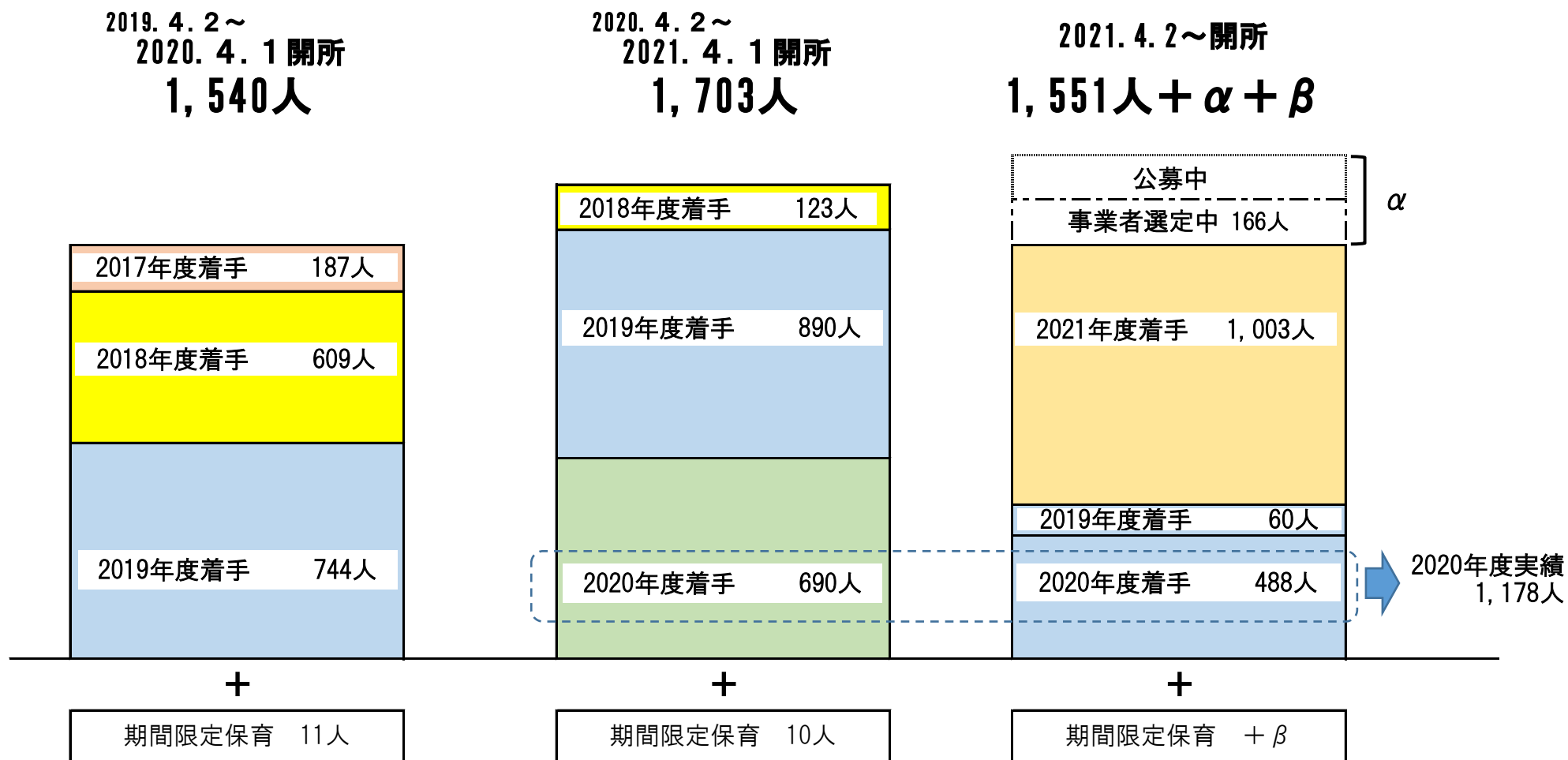
＜令和2年度予算・着手ベース＞



8

○保育所等開所状況 <開所時期別> (令和3年8月27日現在)

資料 3 - 2



2020（令和2）年4月2日～2021（令和3）年4月1日の開所では1, 703人+10人分の入所枠を確保

○ 特別対策等の取組み（進捗状況等）

令和3年8月27日現在

資料 4

1 公有財産を活用した保育施設の整備

- ・ 保育事業者の応募促進につなげるため、これまでの本市の政策方針を転換し、市有地や公有財産を活用

■2017（平成29）年度～2019（令和元）年度 区役所庁舎、市営住宅、市有地等活用 【1,845人】

■2020（令和2）年度 都市公園（浪速公園）の活用 1か所 114人【令和4年4月開設予定】 【114人】

区 名	市有財産	所在地	所管局	活用面積	活用手法
浪速区	浪速公園	浪速区塩草1丁目	建設局	約836㎡	認可保育所

公有財産の活用により、1,959人分の入所枠を確保

2 期間限定保育の実施

- ・ 待機児童が多い1歳児の受入枠を確保するため、保育室の空き等を活用し、1歳児を対象に最大2年間の保育を実施

<期間限定保育実施状況>

所在区数	施設数	H31	R2	R3	
		利用児童数	利用児童数	利用可能人数	利用児童数
7区	10施設	38人	10人	10人	6人

54人

期間限定保育により、平成31年度から3年間で1歳児54人を受入れ

3 大規模マンションへの保育施設設置の事前協議義務化及びマンション住民の優先入所

- ・大規模マンションを建設しようとする者が、建設計画が固まる前に建設概要の事前届出を行い、保育所整備の協議を義務化
(平成30年4月1日から条例施行)
- ・条例に基づき大規模マンション内に設置される保育施設等について、マンション住民の優先入所制度を構築(要綱を制定)
保育施設等の開設後5年間限定
- ・市長の名代として区長がマンション事業者に保育施設整備を要請(定員50人以上の保育施設の整備を要請する場合)

■協議等の状況(令和3年8月24日現在)

協議届出件数	本市の保育施設設置要請状況		マンション事業者の対応		うち区長要請
66	あり	50	要請に協力	3	2
			要請への対応は不可	47	4
			回答待ち	0	0
	なし	12	—		—
	手続き中	4			

子育て世帯戸数	協議数
0戸～69戸	3
70～200戸	50
201～400戸	8
401～600戸	3
601戸～	2

3 事業者すべての保育施設運営事業者が決定

- 東淀川区下新庄 2022(令和4)年7月入居開始 同年10月保育施設(小規模保育・定員19人)運営開始
- 北区大淀南 2022(令和4)年1月入居開始 同年4月保育施設(保育所分園・定員20人)運営開始
- 中央区備後町 2022(令和4)年4月入居開始 同年4月保育施設(認可保育所・定員60人)運営開始

4 土地オーナーに対する助成（固定資産税等相当額の助成）

- ・土地所有者が保育所用途で直接土地を賃貸する場合、その土地にかかる固定資産税等相当額の10年分を土地所有者に一括補助

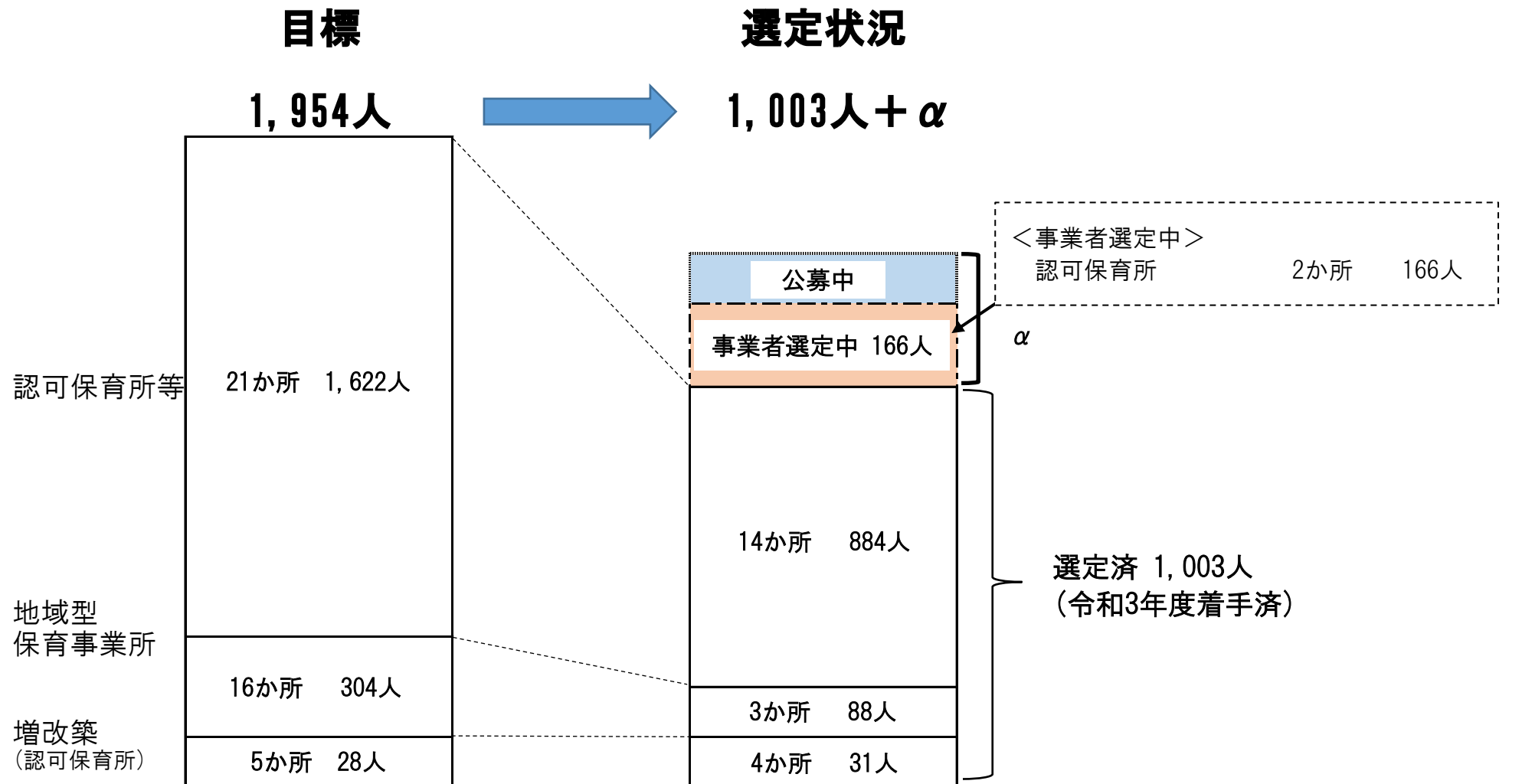
年度	補助対象物件での応募率 B/A	応募数 A	うち、補助対象物件		
			B=C+D	土地賃貸 C	建て貸し方式 D
H28	21.4%	28	6	6	—
H29 制度創設	80.5%	41	33	33	—
H30	57.1%	7	4	4	—
H31 ※制度拡充	84.2%	19	16	16	0
R2	85.7%	28	24	18	6
R3	75.0%	40	30	23	7

令和3年8月19日現在

制度創設後、土地賃貸での応募率が高い水準で推移しており、整備促進への効果大きい

○令和3年度の保育事業者選定状況 <令和3年度予算・選定ベース>

(令和3年8月27日現在)



- ・ 令和3年度予算の現時点での保育事業者選定状況は目標の約5割
- ・ 引き続き、目標達成に向け公募を実施

○令和3年度一般公募応募状況①

(令和3年8月27日現在)

資料5-2

認可保育所

(単位：か所)

区 名	公募数	延べ応募数	うち、選定数
北	5	10	3(1)
中 央	3	7	2
都 島	1	2	0
福 島	1	0	—
西	2	6	0(1)
天 王 寺	2	4	1
西 淀 川	1	4	1
城 東	2	5	2
鶴 見	1	2	1
合 計	18	40	10(2)

() は、現在選定中 (外数)



地域型保育事業

(単位：か所)

区 名	公募数	延べ応募数	うち、選定数
福 島	2	3	1
港	2	3	0
東 淀 川	2	0	—
東 成	2	3	0
生 野	2	7	1
旭	1	1	0
城 東	3	0	—
鶴 見	2	3	1
住 吉	0	2	1
東 住 吉	0	3	1
合 計	16	25	5



- ・ 現在、認可保育所18か所、地域型保育事業16か所の公募に対し、認可保育所10か所、地域型保育事業5か所の選定にとどまっている。
- ・ 第4次公募により入所枠を確保していく。

○令和3年度一般公募（都心部）応募状況②

（令和3年8月27日現在）

【都心部（北区・中央区）における認可保育所の一般公募応募状況】

平成30年度・令和元年度 （単位：か所）

区名	年度	公募数	延べ応募数
北	平成30年度	5	0
	令和元年度	5	0
中 央	平成30年度	2	0
	令和元年度	2	0



令和2・3年度 （単位：か所）

区名	年度	公募数	延べ応募数	選定数
北	令和2年度	5	7	3
	令和3年度	5	10	3（1）
中 央	令和2年度	3	2	1
	令和3年度	3	7	2

（ ）は、現在選定中（外数）



【令和3年度予算で取り組んだ対策（令和2年度からの継続）】

■賃貸物件を活用した保育所等整備について、以下の補助金を拡充

- ・高額な建物賃借料に対応した補助金の拡充（補助期間の延長、補助金額の上限引き上げ）（北区・中央区）
- ・改修費等の高額化に対応した整備補助金の拡充（全区）

■都心部（北区・中央区）に限り、認可保育所における補助対象定員の下限の引き下げ

（令和元年度以前 50人以上 → 令和2年度 30人以上）

■都心部（北区・中央区）に限り、随時公募を実施

都心部（北区・中央区）における保育施設等の整備促進策の効果により、多くの事業者からの応募があり、選定にもつながっていることから、継続して取り組んでいく。

○一般公募における公募条件（開設期限）の変更の状況（令和3年8月27日現在）

事業者の声

- ・都心部では土地の有効活用のため高層賃貸マンションや複合テナント物件の建設が多い。
- ・これらの建設には、12か月以上の工期が必要であり、新築計画時にテナント部分に保育所の設置が検討されているにもかかわらず、現在の公募条件（翌年4月開所）に合わず応募できない



さらなる整備促進策の一つとして、公募条件の変更（令和5年4月1日を限度として開設日を延ばすことが可能）を、令和3年度公募より実施（第14回チーム会議（令和2年12月1日）で決定）

【認可保育所の一般公募応募状況】

R2応募数
29



R3応募数	R5. 4. 1開設
40	11

事業者の声

- ・第3次公募において、工期等の関係上、公募条件が変更されたので、応募できた。
- ・北区や中央区のような地価が高く、商業地で容積率が高いエリアでも、マンションや店舗等との複合施設による整備が行える可能性がある。
- ・耐震補強のための長期の工事期間が必要な物件でも応募できる。
- ・近年は工期も伸びる傾向があり年度内の工事完了が難しいケースが多いと思われるが、この課題に対応できる。
- ・人員確保の準備期間が出来たことにより優秀な人材の雇用を生み出せ、建築工事も無理のない工程が組める。 など

応募条件（開設期限）の緩和を実施したことにより、複合テナント物件や耐震工事が必要な物件など応募対象物件の範囲が広がったことや、無理のない工程を組めるなど、事業者がメリットを感じている。

○不動産活用による保育施設整備マッチング事業の状況（令和3年8月27日現在）

さらなる整備促進策の一つとして、「不動産活用による保育施設整備マッチング事業」を令和3年度整備に向け実施（第14回チーム会議（令和2年12月1日）で決定）。

【不動産活用による保育施設整備マッチング事業】

保育需要の多い地域及び利便性の高い地域での保育施設の整備を促進するために、保育施設への活用を望む物件所有者のニーズと、保育所に適した物件を探している保育事業者のニーズをつなぐ事業

- ・ 募集物件の対象 認可保育所、小規模保育事業所
- ・ 募集物件の対象地域 整備補助対象地域
- ・ 募集期間 令和3年3月19日～同年7月30日
- ・ 周知先 不動産関連3団体の会員向け周知依頼、市税事務所へのちらしの配架、固定資産税（土地・家屋）に関する縦覧期間での重点配架、本市ホームページ公表 など

【事業の状況】

6件の相談（土地5件、建物1件）はあったものの、マッチング事業対象物件として登録されるまでには至っていない。

【課題】

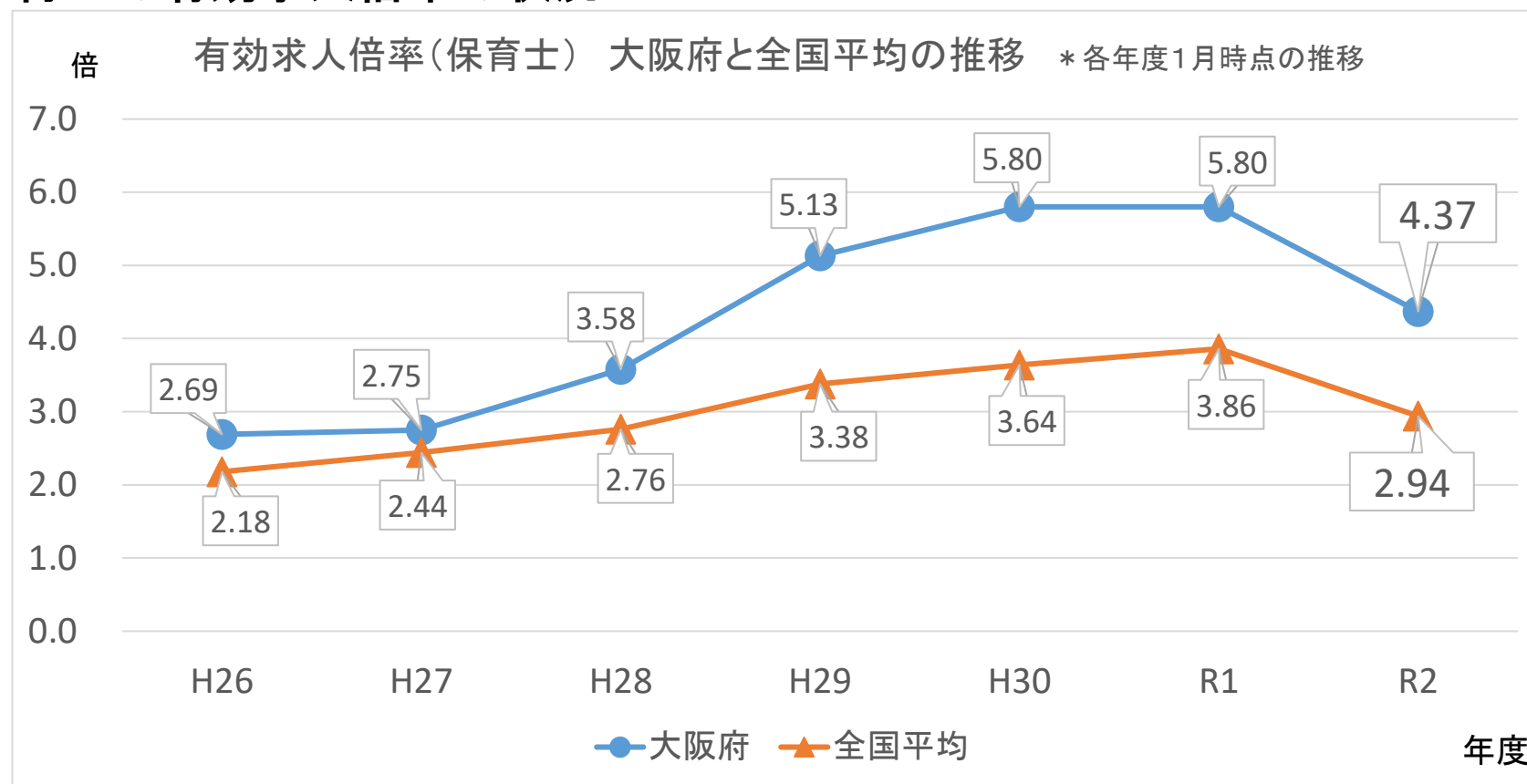
- ・ 事業開始が第1次公募開始に間に合わず、物件募集期間が短くなった。
- ・ 相談件数が少なく、原因として周知不足が考えられる。

令和4年度の第1次公募に合わせてマッチング事業を開始するなど、周知・募集期間を十分確保するとともに、引き続き様々な機会をとらえて周知に努める。

保育人材確保の取り組みについて

資料 6

1 保育士の有効求人倍率の状況



- ・有効求人倍率は令和2年度は減少したが、依然として全国平均と比べて高い。

2 本市の保育人材確保対策事業の執行状況

令和3年7月現在

市 直 接 実 施	事業名	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 実績
	保育士宿舍借り上げ 支援事業	175人	670人	1,109人	1,422人
	新規採用保育士特別給付に係る 補助事業	361人	692人	1,190人	1,499人
	保育所等におけるICT化の推進 (H28に全施設を対象に補助。H30以降は 新設園が補助対象)		40箇所	20箇所	15箇所
	保育補助者雇上げ強化事業		102箇所	156箇所	225箇所
	保育体制強化事業		107箇所	129箇所	250箇所
	保育士ウェルカム事業			192人	222人
	保育士働き方改革推進事業				143箇所
	保育士等の子どもの優先入所 (次年度の4月入所の利用調整における適用 人数)	266人	259人	264人	297人

団 体 実 施 (補 助・ 委 託)	事業名	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 実績
	潜在保育士の 再就職支援事業	14人	20人	33人	24人
	保育料一部貸付事業	18人	24人	31人	25人
	未就学児のいる保育士の 子どもの預かり支援事業	0人	0人	3人	3人
	保育補助者 雇上げ支援事業	0人	1人	2人	7人
	保育士・保育所等 支援センター	160人	206人	161人	170人

○保育士修学資金貸付事業は大阪府が府内一括で実施

- ・ 事業の活用が進んでおり、保育人材確保の効果が現れている。

3 新規採用保育士特別給付補助金から分析した保育士の離職の状況

採用後1年目・2年目・・・保育士に年10万円を給付
採用後3年目・4年目・・・1人あたり年20万円を給付
(他の職員に分配可)

1年以内での離職率は改善

(単位:人)

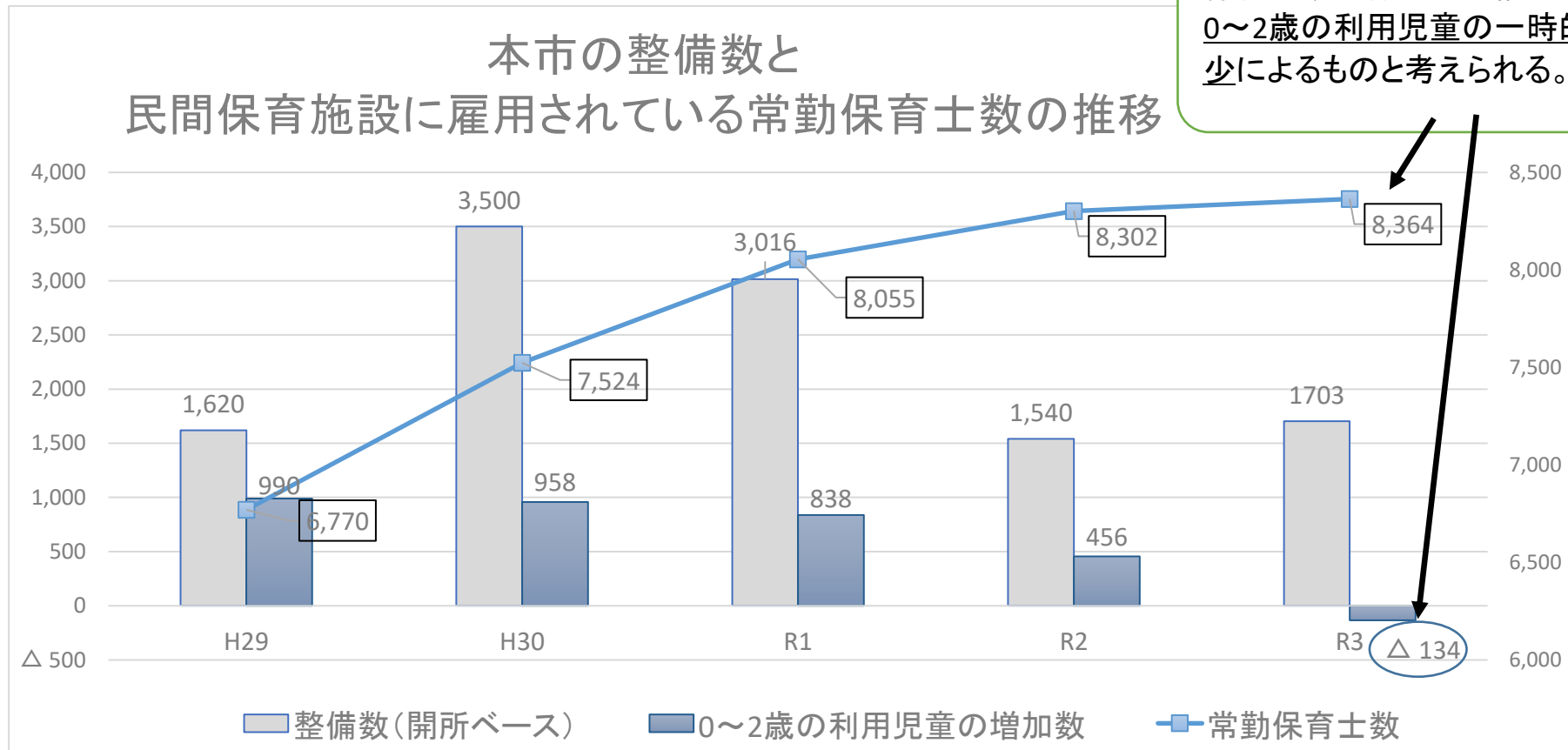
対象者	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
1年目対象者	17	353	442	529	519
2年目対象者	0	8	250	361	434
3年目対象者				195	326
4年目対象者					178

中堅保育士を育て、新規採用者の人材確保にも効果がある仕組みとして、3年目、4年目と勤務した場合にも補助を実施することで、新規採用保育士だけでなく、周りの先輩保育士のやりがいなどにもつながるよう、**R01年度から制度拡充**。

* 継続して施設から申請のあった保育士の数を各年度ごとに集計

・新規採用者の離職率は、制度拡充の効果もあり、**大幅に改善**。

4 本市の民間保育施設における職員数の状況



保育士数の伸びが小幅なのは
0～2歳の利用児童の一時的な減少によるものと考えられる。

* 整備数(開所ベース)は、前年4月2日～当年4月1日に開所した施設の入所枠の総数。

* 保育士数は、H29～R1は、処遇改善等加算の認定を受けた保育士・保育教諭数。(各年4月1日現在)

R2は、処遇改善等加算および保育士働き方改革推進事業の認定を受けた保育士・保育教諭数。(4月1日現在)

R3は、月次利用報告書(4月分)提出数からの推計(8月6日現在)

・ 保育士数は、枠の拡大と合わせて確保が進んでいる。

国の「新子育て安心プラン」について

資料 7

国の「子育て安心プラン」終了後の課題について（令和2年7月開催第13回チーム会議）

- ・待機児童解消等のための、国の「子育て安心プラン」は令和2年度末まで。
- ・今後も保育所等の整備や、保育人材確保対策事業をはじめとする待機児童解消施策を継続するためには、「子育て安心プラン」に基づく支援施策についても継続と拡充が不可欠であり、現在行っている国への要望を引き続き行っていく。

令和2年12月 厚生労働省が「新子育て安心プラン」をとりまとめ

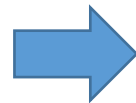
○子育て安心プランにおける保育の受け皿確保の取組を引き続き推進

（例 民間保育所整備補助金の国庫補助率のかさ上げ（国補助率6/12 → 8/12） 等）

○新子育て安心プランを推進するための財政支援を希望する市町村は、毎年4月1日時点において、待機児童が解消される計画を策定

子育て安心プラン

目標：3年間（H30～R2）で約32万人
女性の就業率80%に対応



新子育て安心プラン

目標：4年間（R3～R6）で約14万人
女性の就業率82%に対応 令和7年の政府目標



大阪市

- ・本市における新子育て安心プラン実施計画を策定・国へ提出済
- ・保育所等における施設整備事業、保育士宿舎借り上げ支援事業等の国施策を活用するなど、引き続き待機児童解消に取り組む。

保育所等の居室面積基準の特例措置の継続について

資料 8

■ 保育所等の居室面積に係る特例措置

保育所の居室面積については、国基準を「従うべき基準」として、条例にて定めるものとされているが、待機児童の解消を図るための特例措置として、一定の要件を満たす場合、「従うべき基準」を「標準」とすることができる。

○本市における1人あたりの居室面積

年齢	国基準	市基準	市 特例措置
0歳児	乳児室 1.65㎡	5.00㎡	1.65㎡
1歳児	ほふく室 3.30㎡	3.30㎡	
2～5歳児	1.98㎡	1.98㎡	

- ・特例措置の適用にあたっては、児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認の上実施している。
- ・一律に1.65㎡を用いて面積いっぱいまで児童を受け入れるというのではなく、入所待ちの数人が面積基準緩和により入所できる場合など、やむを得ない場合に本措置を適用（適用は施設全体の約35%、1施設平均4.5人）。
- ・令和元年11月からは、新たに立入調査権等の規定を整備。

■ 特例措置の適用状況

- ・大阪市では、保育所等の居室面積基準の緩和に係る国の特例措置を活用しており、この緩和による入所児童が本年4月1日現在**762人**いる。
- ・しかし、国の特例措置には期限があり、その**期限は令和5年3月31日まで**である。

偏在する地域ニーズにも対応できる本特例措置は、適用要件を満たしている間、今後の待機児童解消対策を進める上で必要不可欠な制度



現在直面している課題

【本特例措置がなくなった場合】

- ・年齢進行(進級)により令和5年4月に退所を余儀なくされる児童が発生！
- ・今後入所枠として762人分が減少するため、新規で入所ができなくなる児童が増加！
- ・本特例措置を適用して入所しているのは1歳児が多い(全体の約5割)ことから、
待機児童が急増する可能性が高い！

■本市の対応状況

- ・令和4年度国家予算要望において、本特例措置の継続を要望(R3.6.23)
- ・令和3年地方分権改革に関する提案募集において、本特例措置の継続を提案
(R3.7.12 内閣府による提案団体ヒアリング実施 現在、内閣府において関係府省と調整中)
- ・内閣府特命担当大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣あて、本特例措置の継続要望を市長名で提出(R3.7.16)

 待機児童解消対策に不可欠な本特例措置が令和5年4月以降も活用できるよう

今後も交渉継続

保育所における障がい児の受入れについて(現状及び対応策)

1. 待機児童解消に向けた令和2年度の取り組み内容(令和3年4月実施分含む)

■ 公立保育所における対応職員の強化(本務職員の採用者数増)

- ・加配保育士の増員(本務:71人⇒113人 任期付:50人⇒47人) 合計(令和2年4月:121人⇒令和3年4月:160人)
- ・医療的ケア児対応看護師⇒本務職員の採用(令和3年4月採用:6人)

■ 民間保育施設等における受け入れ促進

- ・人件費補助単価の増額及び備品購入補助金の新規実施
- ・医療的ケア児対応看護師にかかる人件費補助制度を新設(令和3年4月) * 看護師1名あたり、年額5,484,000円

■ 大阪市立保育所(公設置公営)における医療的ケア児受入れに関するガイドラインを策定

- ・民間保育施設等へ受け入れ促進に向けて周知
- ・保護者への入所案内として活用



* 民間は公設置民営含む

* 入所児童数は4/1現在(8/27時点)

《効 果》

- ・昨年度に比べて、障がい児の待機児童数は大幅に減少(15人⇒6人)
- ・公立保育所、民間保育施設等における、障がい児の受入れ数が大幅に増加(公立:241人⇒282人 民間:1,043人⇒1,087人)
- ・医療的ケアを必要とする児童の受入れ数も増加(公立:3人⇒7人 民間:5人⇒14人 合計:8人⇒21人)
- ・障がい児の受入れは、加配職員を要することから、区役所の1次調整で受け入れ枠がおおむね確定する。しかし、公立保育所の職員体制の強化により、これまで以上に2次・3次の調整を行うことができた。この結果、空き枠がないなどにより民間保育施設等で受入れできなかった障がい児を、公立保育所で受け入れることができ、待機児童の減少につながった。

2. 令和3年度の障がい児の待機児童数とその理由

	公立	民間	計
待機児童数	0	6(3)	6(3)

内数は医療的ケア児

《待機児童となる理由》

- ・加配職員(保育士)の不足:3人(応募なし3人)
- ・加配職員(看護師)の不足:2人(急な退職1人・応募なし1人)
- ・集団保育での対応困難ケース:1人(病状急変の対応不可)

* 4月以降、障がい児1人(5月)、医療的ケア児1人(8月)入所

3. 医療的ケアを必要とする児童に関する国の動き

- ・令和3年6月18日公布された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することが明記された。

⇒医療的ケアを必要とする児童が在籍する保育所等に対する支援が必要(看護師等の配置)

4. 今後の取り組み

医療的ケアを必要とする児童の入所にかかる安全安心な保育の提供に関する検証を行うとともに、現在の取り組みが障がい児の受入れ促進に効果が出ていることから、今後も増加するニーズに的確に対応するために、引き続き以下の対策が必要

《民間保育施設等》

- ・入所児童数に対応する、加配職員の人件費補助(保育士・看護師)及び、教材環境備品購入費補助の継続実施
- ・障がい児(医療的ケアを必要とする児童を含む)の受け入れについては、障がいの程度により様々な対応が必要となり、そのスキル不足による不安が大きいことから、受け入れ促進に向けた研修の実施や相談支援等の充実を図る。

《公立保育所》

- ・入所児童数に対応する、加配職員の継続的な確保に向けて、関係先と協議(保育士・看護師)

保育士の業務負担が増大する中、年度途中の離職や保育士の人材不足が大きな課題となっている。保育士が本来担うべき業務を改めて見つめ直し、負担軽減を図るとともに、さらなる質の向上を目指すため、プロジェクトチームにおいて検討を進め、今後の取組をとりまとめた。

1. とりまとめの経過

令和元年5月

第10回 待機児童解消特別チーム会議

区長から「保育士の定着率が課題であり、離職防止の観点から、運動会などの行事の見直しやICT化の推進など保育士の業務を軽減していくことが重要である」との意見が挙げられた。

令和元年10月

こども青少年局 保育士業務のあり方検討プロジェクトチームの設置

令和元年10～11月

公立保育所の保育士全員に対するアンケートの実施

【アンケート結果】

- ・入所児童の処遇や保護者対応及び職員の勤怠管理や関係先との連携は、保育士が担うべきとの意見が多い
- ・保育教材の準備作業や施設管理業務などは、事務補助員が担うことができるという意見が多い
- ・人員配置の不足による職員の負担増を指摘する意見が顕著である

令和2年7～8月

様々な経験年数層の保育士グループとのヒアリング（意見交換）の実施

【主な意見】

- ・入所を祝う会や修了を祝う会については在所児の参加を縮小し、運動会や発表会については3歳児からの参加としてはどうか
- ・運動会や生活発表会は、種目の見直しや既存プログラムの再活用・共有化をしてはどうか

令和2年8～9月

ICT化などを先行実施している民間保育園等に対するアンケート及びヒアリングの実施

【アンケート結果】

- ・約9割の施設が保育業務支援システムを導入・活用し、登降園時間を管理
- ・保育所・認定こども園のほとんどが保護者への緊急連絡手段としてメールの一斉配信機能を活用
- ・運動会については、プログラムの縮小や0～2歳児の取扱いの変更などを検討しているところが多いが、廃止を考えている保育所はない。

令和2年12月7日

外部有識者等を交えた意見交換会の実施

【主な意見】

- ・保育士のモチベーションを上げるためには、こどものためになることを打ち出すことが重要で、それが離職防止にもつながる
- ・目的や意義をきちんと考えずに役割分担や効率化だけを追い求めると、方向性を誤る恐れがある
- ・専任の事務職員を雇用することが望ましい
- ・行事の参加を単に年齢で区切るのではなく、行事の意義や年齢ごとの発達過程を踏まえた実施方法を検討すべきである
- ・おたより帳のメール化などICT化に取り組むべきであり、保育士の負担軽減だけでなく、保護者ニーズにも合致しており、保育内容の充実にもつながる

令和3年7月21日

アンケート結果や外部有識者の意見を踏まえてとりまとめた「保育士業務のあり方について」(素案)を区長会議 こども・教育部会に報告

【主な意見】

- ・保育士の負担を軽減するために業務の軽減は必要だが、モチベーションアップの視点が重要
- ・ICT化には研修や慣れるまでの時間と手間がかかるが、前向きに取り組んでほしい

2. 今後の負担軽減に向けた新たな取組（本市公立保育所での取組）

（1）業務分担の住み分け（事務補助員の活用）

各保育所に、保育教材の準備作業や施設管理業務などを担う事務補助員を最低1名配置し、業務の住み分けを行うとともに、保育所の規模にあった配置を検討する。

〔 令和2年度から実施
令和3年8月1日現在 57か所のうち42か所に配置 〕

（2）保育所行事の取組

行事の本来の意義や目的を再確認したうえで、各保育所の状況に応じた内容や開催方法を検討する。

（例）入所を祝う会：在所児を代表して年長児が参加し、その他のクラスは歓迎の気持ちを伝える機会を設定する など

運動会：年齢別に分けて時間帯を区切って実施する

普段の保育の流れの中で、無理なく積み上げた運動的な遊び等を中心に組み立てる など

（3）I C T化の推進

- ・ 令和3年6月から運用実施した保育補助管理システム（別紙参照）を活用し、登降所時間の管理及び会計年度任用職員（時給対応）の出退勤管理を一部の保育所で先行実施。
- ・ 他の保育所も準備が整い次第実施する。（令和3年度中実施予定）
- ・ 保護者へのメール配信や保護者からの連絡対応についても、システムを活用し順次実施する。
（保護者のメールアドレスを常に正確に把握できるなど、防災の観点からも有効）
- ・ 上記以外の機能（連絡帳機能や保育所だよりなど）についても、民間保育園等や他都市の状況を調査・研究し、取組の具体化を検討する。

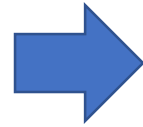
公立保育所で実践・検証し、民間保育園に向けても発信

公立保育所で令和3年6月から保育補助管理システムの運用を順次実施

■ 登降所時間の管理



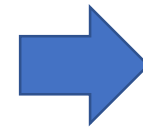
- ・登所時間・降所時間を保護者が用紙に記入
- ・保育士が出席簿を作成



■ 保護者からの連絡対応



- ・欠席や遅刻、お迎えについての連絡は、保護者が保育所へ電話



■ 会計年度任用職員（時給対応）の出退勤管理



- ・職員が出勤簿に押印
- ・所長又は担当保育士が勤務時間を管理、集計



保育補助管理システム



- ・タッチパネルで、保護者がクラスと氏名を選択し、打刻すれば、登降所時間が記録される
- ・出席簿が自動的に作成される



- ・保護者は保護者アプリから保育所へ欠席などを連絡
- ・保育所はリアルタイムにシステムで確認できる



- ・タッチパネルで、職員が氏名を選択し、打刻すれば、出退勤時間が記録される
- ・システムで勤務時間が集計される

ICTを活用した民間保育施設等における業務効率化について

課題

国・市における保育人材確保策により、民間保育施設等における各種給付費受給手続きが煩雑となり、事業者から書類の簡素化や省力化の要望が出される等、保育事業拡大の妨げとなっている。

改善策

これまでメールや紙書類で行っていた施設からの各種報告書類の提出や、施設情報の更新、その他通知文書等を、インターネットを介した民間クラウド環境を活用する。

スケジュール

施設との間の試行運用	: 令和3年7月1日～
本格運用	: 令和3年9月1日～

導入効果

- ・本市と施設との情報共有の円滑化が図られ、また、本市と施設が同じデータを同時に確認することで、施設が入力するデータを即時に本市各部署で確認し、助言・指導が可能となり、情報の輻輳がなくなる。
- ・報告時点で、データ化されるので、各部署へ提出する紙書類等の縮減、同様の報告を減らすことができ、業務効率化につながる。